

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人荒川晶彦、同埗悟連名の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は本件とは事案を異にし適切でなく、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらぬ。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を調査したが、被告人がAを殺害したものと認められるとした原判決の認定は、正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官松本卓矣 公判出席

昭和五一年四月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光